

公 示

令和7年6月4日

次のとおり、企画書の募集を行います。

1 業務名

令和7年度原子力規制庁の認知度向上を目的とした啓発活動支援業務

2 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 原子力規制委員会から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (4) 令和07・08・09年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、企画書等の提出期限までに、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付されている者であること。
- (5) 企画競争説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

3 契約候補者の選定方法

企画競争説明書に基づき、提出された企画書等について審査を行い、契約候補者として1者を選定する。ただし、優秀な企画書等の提出が無い場合は、この限りでない。

4 企画競争募集要領の交付及び問い合わせ先

(1) 企画競争説明書の交付

原子力規制委員会ホームページの「調達情報」から「物品・役務」>「企画競争・公募等」より必要な件名を選択し、企画競争説明書のファイルが添付されているので、ダウンロードして入手すること。

<https://www.nra.go.jp/nra/chotatsu/buppin-itaku/buppin/index.html#kikakukyousou>

(2) 問い合わせ先

〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9

原子力規制委員会原子力規制庁

長官官房人事課 担当 笠原、高橋、倉島

TEL 03-5114-2104

メールアドレス：nra_sekkyokusaiyo@nra.go.jp

※問合せは、原則メールにて行うこととする。

5 企画書募集に関する質問の受付及び回答

(1) 受付先・受付方法

企画競争説明書のとおり、電子メール（nra_sekkyokusaiyo@nra.go.jp）により受け付ける。なお、質問及び回答は質問者自身の既得情報（特殊な技術やノウハウ等）、個人情報及び原子力規制庁の業務に支障を来すものを除き公表する。

(2) 受付期間

令和7年6月9日（月）12時まで

(3) 回答

令和7年6月16日（月）17時までに、企画競争参加者に対してメールにより行う。

6 企画書等の提出期限等

(1) 提出期限 令和7年6月24日（火）12時

(2) 提出方法・提出先

提出書類の形式は電磁的記録とすること。提出方法は電子メール又は電磁的記録に係る記録媒体の郵送とする。提出先は以下のとおり。なお、提出方法が電子メールの場合は、添付文書の容量が10MBを超過する場合は分割して提出し、また、郵送の場合は、書留郵便等、配送の記録が残る方法とすること。

○郵送の場合

〒106-8450

東京都港区六本木1丁目9番9号六本木ファーストビル

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房人事課 笠原・高橋・倉島

○電子メールの場合

メールアドレス：nra_sekkyokusaiyo@nra.go.jp

7 企画書等の無効

本公示に示した参加資格を満たさない者の企画書等は、無効とする。

8 その他

本公示に記載なき事項は、企画競争説明書による。

(参 考)

予算決算及び会計令（抜粋）

（一般競争に参加させることができない者）

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。